明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一五七）　二
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五八）　六
〔府令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二四）　六
〔省令〕
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通四三）　六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一〇）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五七号）（内閣官房）

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二二年法律第四一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二三年六月一日とすることとした。

◇排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五八号）（内閣官房）

1　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める低潮線保全区域は、一八五の区域を定めることとした。（第二条関係）

2　法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、海岸保全区域等の管理に係る行為等とすることとした。（第三条関係）

3　この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二三年六月一日）から施行することとした。